

運動部活動の方針（概要版）

1. 本方針策定の趣旨等

- ・広島県教育委員会が平成30年7月に策定した「運動部活動の方針」を参考にし、本方針を策定する。
- ・その際、義務教育である中学校段階及び高等学校段階の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すこととする。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

2. 本方針の内容

- (1) 適切な運営のための体制整備
- (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- (3) 適切な休養日等の設定
- (4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- (5) 学校単位で参加する大会等の見直し

3. 休養日及び活動時間の基準

	学期中	長期休業中
休養日	週2日（平日1日及び土日のいずれか）の休養日を設ける。（平日は定時退校日と併せて休養日を設けるとともに、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）	学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
活動時間	1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。	

